

運 営 規 程

かねぐすく保育園園則

(名 称)

第1条 本園は、社会福祉法人 兼盛福祉会 かねぐすく保育園と称する。

(所在地)

第2条 沖縄県島尻郡南風原町字新川160番地に置く。

(法人理念)

1, 子どもを真ん中に据え、仲間と共に共感できる大人へ

(保育の理念)

第3条 社会福祉法人 兼盛福祉会の運営する『かねぐすく保育園』は児童福祉法に基づき子どもの人権や主体性を尊重し『保育に欠ける』乳幼児の保育を行い児童の最善の幸福の為に日夜、保護者や地域社会と力を合わせ児童福祉を積極的に推進し併せて地域における家庭援助を行う。

(目 的)

第5条 本園は全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない・・という児童福祉法の理念に基づいて乳幼児及び児童に健全な環境を与え、その心身の発達を保障し併せてより良い生活習慣を獲得させる事、等の保育事業を行う事を目的とする。

(組織としての心構え)

第6条 1、社会貢献 『保育所保育指針』の基づく子育て支援を通して社会に貢献します。
1、人材育成 保育活動を通して人として大切な心を身につける。
1、地域交流 行事や地域の人々と直接的交流を通して親しまれる保育園を目指す。
1、情報発信 保護者・職員・地域が三位一体になり地域情報の発信を行います。

(職員としての心構え)

第7条 1、子ども達は『幸せか』『愛されているか』を常に問い合わせる子どもたちと関わります。
1、共に育ててもらっています『ありがとうございます』という感謝の気持ちで子ども保護者と関わります。
1、仕事には問題意識を持ち積極的態度とプラス思考で問題解決に取り組みます。
1、自分を愛し、人を愛し、仕事を愛し、職場を愛します。

※ いかなる人材が集うとも和がなければ成果は得られない。常に感謝の心を抱いて協力しあってこそ信頼が培われ真の成長が生まれる。

(職員としての心構え)

- 第7条 1、子ども達は『幸せか』『愛されているか』を常に問い合わせ子どもたちと関わります。
- 1、共に育ててもらっています『ありがとうございます』という感謝の気持ちで子ども保護者と関わります。
- 1、仕事には問題意識を持ち積極的態度とプラス思考で問題解決に取り組みます。
- 1、自分を愛し、人を愛し、仕事を愛し、職場を愛します。
- ※ いかなる人材が集うとも和がなければ成果は得られない。常に感謝の心を抱いて協力しあってこそ信頼が培われ真の成長が生まれる。

(職員の職務内容)

- 第8条 1、職員の職務内容は職務分担の規定に定める通りとする。

(職員の資格)

- 第9条 1、職員は沖縄県児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例8条の定める要件の該当するもの。但し、保育士については児童福祉法18条の18項の規定に基づき登録を受けた者である事を要する。

(保育目標)

- 第10条
- ・健康で意欲的に取り組める子
 - ・仲間を思いやり心優しい子
 - ・豊かな感性を持ち自分の思いを表現できる子
 - ・規律を作り、守り、育てる力を持った子
 - ・地域と共に育つ子

(保育目的)

- 第11条 学童期を見通して幼児期に身につけさせたい力『就学前能力』を0歳から6歳まで系統的に組織化してその能力を育てる。
- 就学前能力とは・・・
- | | |
|----------|-------------|
| ◎基礎的運動能力 | ◎豊かな話し言葉の能力 |
| ◎社会性の能力 | ◎概念形成能力 |

(保育方針)

- 第12条
- ・どの子も健康で愛される生活を保障する。
 - ・発達の筋道を正しく理解するように努め保育に従事する。
 - ・その年齢に応じた教材・教具（環境）を吟味して保障する。
 - ・その年齢の発達に応じ発達を促す指導をする。
 - ・その発達に応じた文化を与え表現活動を豊かにする。
 - ・自由、対等、平等、平和を基調とした人間関係を育成することをねらい情動的共感関係を通して人格主体として自立を促す集団づくりを指導する。
 - ・日常の生活は健康、安全、食事、生活習慣、あそび、表現、集団づくりの各活動領

(提供する特定教育・保育等の内容)

第13条 当園は保育所保育指針（平成29年3月31日 厚労告117）を踏まえ以下の保育、その他の便宜の提供をします。

1、特定教育・保育の提供

第19条にある記載時間において保育を提供します。

2、障がい児保育事業

心身に障がいのある、又は発育発達に遅れのある子どもの保育を行っています。

通常保育よりも保育士の人数を増やし、より手厚い保育を行う事で子どもの発達を促し基本的習慣の獲得や社会性を育みます。

3、一時預かり事業

・緊急的保育：保護者の疾病等により緊急又は一時的保育を必要とする児童（月15日を限度）の保育を行います。

・私的理による保育：保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減する為の保育を必要とする児童（週1日程度）の保育を行います。

4、地域子育て支援拠点事業（がじゅまる広場）

家庭で母親、祖父母と2人で過ごすことの多い親子に利用してもらい楽しく過ごし、たくさんの仲間の中で共に育ちあい子育てを楽しみ合う場所です。又、お母さん同志の仲間づくりをしていく中で子育てについての悩みを出し合いながら解決の方法を考えていく場でもあります。親子の居場所づくりを大切にしています。育児相談、子育てについての情報提供、育児講座、等を行っています。

(入所定員)

第14条 本園の定員は100名とし、その内訳は次の通りとする。

0歳児クラス・・・18名

1歳児クラス・・・18名

2歳児クラス・・・18名

3歳児クラス・・・16名

4歳児クラス・・・15名

5歳児クラス・・・15名

(平等)

第15条 本園は園児、又はその保護者の国籍・信条・社会的身分を問わず平等とする。

(入所資格)

第16条 本園の入所資格は児童福祉法24条の規定により町長より入所決定を受けた者とする。

但し定員に余裕のある場合は、私的契約児を入園させる事が出来る。

(利用の開始について)

第17条 南風原町の利用の調整に基づいて入園決定された支給認定を受けた保護者が重要事項説明書に同意された後に保育の提供を行います。

(利用料金)

第18条 特定教育・保育に係る利用者負担

- 1、南風原町が定める利用料負担額をお支払い頂きます。
- 2、保育料の納入は南風原町の指定した口座振替をご利用ください。(口座引き落とし日は毎月 15 日) 但し納付書による納入の可能です。
- 3、園外保育などを行う場合は実費を負担して頂く場合があります。お支払い方法はその都度お知らせいたします。

(保育を提供する時間)

第19条 保育を提供する時間は次の通りとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前 7 時から午後 6 時	(月～金)
		午前 7 時から午後 6 時	(土)
保育短時間認定	保育時間	午前 8 時から午後 4 時	
		午前 9 時から午後 5 時	

(延長保育)

第20条 上記の保育時間以外の時間帯においてやむ得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育を利用にあたっては、お支払い頂く通常の保育料の他に別途、利用者負担が必要となります。 (第10条参照)

延長保育時間 午後 6 時から午後 7 時 (月～金)

(延長保育料)

第21条 標準保育認定の方が 11 時間開所時間を超える延長保育

延長利用 1 時間当たり 300 円。(日々利用)

月 10 回以上利用する場合は所定の申請書を提出し月 3,000 円。

短時間認定の方が 8 時間を超えての延長保育

延長 1 時間当たり 300 円。

月 10 回以上利用する場合は所定の申請書を提出し月 3,000 円

支払い方法

月初めに請求書と徴収袋を配布します。直接、保育園にお支払ください。

(給食費)

第22条 2019年 10 月より実施予定の保育料無償化に伴い、給食費(主食費・副食費)が実費徴収となります。

月初めに徴収袋を配布します。毎月 15 日までに、直接保育園にお支払ください。

※今後消費税増税や物価の高騰などにより、金額が変更することもあります。

(職員体制) ※乳幼児受け入れ人数、その他、諸事情により人数の変動がありうる。

第23条	園長	1名	副園長	1名	主任保育士	1名
	保育士	22名	栄養士	1名	調理員	3名
	事務員	1名	看護師	1名	保育補佐	1名
	用務員	2名				

(保育内容)

第24条 保育内容については、児童の各年齢別の発達に応じて第4条の目的を達成するよう保育計画を立てる。

(年間カリキュラム)

第25条 週案、月案、年間保育計画をその発達段階に応じて園長と主任保育士と保育士で計画を立てる。

(休園日)

第26条 本園の休園日は次の通りとする。

- 1、日曜、祝祭日、慰靈の日（6月23日）、
- 2、12月29日～1月3日
- 3、その他、園長が臨時の休園を必要と判断した日。

(健康管理)

第27条 1、入園している子どもの健康管理に留意し、少なくとも年2回の健康診断と年2回の歯科検診を受けるものとする。
2、保育園では医師が処方した薬のみ保護者が与薬依頼表を記入した上で、保護者に代わって子どもに服用させる。
3、職員の健康診断は年1回以上、調理員等の給食関係者及び0歳児の担任の検便は毎月実施するものとする。

(登園停止)

第28条 園児又はその家族に伝染病の発生により他園児に感染する恐れがあると園長が判断した時には登園を停止する事が出来る。（登園停止病名は別紙参照）

(苦情解決体制)

第29条 保育所における、保護者からの様々な意見・要望・苦情・不満に対する適切な対応を図るための事項については『苦情解決規程』の定めるところによる。

(個人情報の取扱い)

第30条 保育園が保有する個人情報の保護者及び適切な取り扱いに関する事項については『個人情報取扱い』の定めるところによる。

1、児童福祉法18条の22で、「保育士は正当な理由なく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても同様とする。」と厳しく定め、第16条の2で違反した場合の罰則も定めている。私職員、保育士は、日常から個人情報に接する機会が多いことを自覚し、その保護に対する意識を高め、取り扱いについては常に慎重にするよう意識しています。なお、児童虐待を発見した場合には、子ども課、児童相談所に通告しなければならない義務があり、個人情報保護に優先します。

2、SNS等の個人情報に関するお願い

当保育園では、保護者の皆様が保育園の行事等で撮影した写真（我が子以外や職員の顔が映っているもの）をSNSやブログ、youtube等にアップすることを禁止しています。我が子以外の他児、職員の顔が少しでも映り込んだ状況でSNS等にアップしてしまうと、投稿者の意図しないところで個人情報が拡散する恐れがあります。ご理解とご協力をお願いします。

※個人のSNS等でのトラブルについて、園の方では一切の責任を負いませんのでご了承ください。

※各クラスのグループLINE等におきましても、園の方では一切の責任は持ちません、各自の責任の下、ご利用ください。

※保育園のブログにアップしてある写真に関しましては、入園時に保護者から同意書をもらっています。

(登園・降園)

第31条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

小学校低学年のお迎えの場合は安全面の点から引き渡しを行いません。

祖父母、隣人等に依頼する場合はその都度、保育園まで連絡をください。

(虐待防止のための措置)

第32条 1、保育所は、入所する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任の措置
その他の必要な整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措
置をこうずるものとする。

(緊急・台風・災害時等における対応方法)

第33条 別紙『台風・水害・地震等、緊急災害の発生時における保育園の対応』を参照。

(虐待防止のための措置)

第32条 1、保育所は、入所する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任の措置
その他の必要な整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措
置をこうするものとする。

(緊急・台風・災害時等における対応方法)

第33条 別紙『台風・水害・地震等、緊急災害の発生時における保育園の対応』を参照。

(感染症流行時の対応について)

第34条 別紙『保育園における感染症の登園基準一覧表』を参照。

費用一覧

保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及 び目的	金額
延長保育料		1時間当たり 300円 月極 3,000円
給食費		実 費 徴 収 6000円～7000円
園外保育に係る費用		必要経費

(付則)

この運営規定は平成 31 年 4 月 1 日より執行する。

この運営規定は令和 5 年 4 月 1 日より執行する。